

# 実施要項

## 令和6年度 感染症危機管理リーダーシップ研修

(厚生労働省委託事業：感染症危機管理リーダーシップ人材育成モデル事業)

### ■ 目的

地域における感染症危機管理対応は、公衆衛生、医療提供体制を整備・運用する都道府県等や医療機関において、医療や感染症分野の知見や臨床経験のみでなく、組織のマネジメントや関係機関との調整等に必要リーダーシップやコミュニケーション等、多様かつ分野横断的な知識やスキルが求められます。

本研修は、公衆衛生行政、医療提供体制、感染症疫学や臨床等に関する専門的な知見や経験を有する既存の多様な職種の感染症専門人材に対し、地域における将来の感染症危機への対応においてリーダーシップを発揮する人材として、感染症危機管理に必要な多様かつ分野横断的な知識やスキルの修得や維持・向上を図ることを目的とします。

### ■ 実施主体

本事業は、厚生労働省から委託を受けた国立研究開発法人国立国際医療研究センターが事務局を設置し、事業を行います。

### ■ 研修期間

2024年10月3日(木)開講式～2025年9月30日(火)修了式  
研修生の決定から研修開始までの間でWeb面談を行い、実践研修いわゆるOn-the-Job Training(以下、OJT)の期間などを調整します。

※研修期間中の開始時間と終了時間は9時00分から16時00分に準じますが、研修受入機関により異なる可能性があります。

### ■ 研修機関

- 厚生労働省(検疫所含む)
- 内閣感染症危機管理統括庁
- 国立国際医療研究センター
- 国立感染症研究所
- 所属自治体の県庁、保健所、地方衛生研究所(所属経験がない部署とする)

### ■ 研修内容

地域の感染症危機管理においてリーダーシップを発揮できる人材に求められる能力(コンピテンシー)を獲得するため、e-ラーニング、対面研修、演習および上記の研修機関におけるOJT等

を行います。

【令和6年度研修スケジュール】、【OJT研修概要】、【FAQ】等については、感染症危機管理リーダーシップ研修のウェブサイトをご確認をお願いします。

## ■ 身分・処遇等

募集要項をご確認ください。

## ■ 修了証書および人材登録について

次の基準を満たした者は、評価会で審査のうえ、修了証書を交付します。

1. e-ラーニングをすべて受講完了していること
2. 対面研修を受講完了していること
3. 演習を受講完了していること
4. すべての研修機関からの修了許可を得ていること
5. 将来、地域における感染症危機管理対応において、研修で得た知識やスキルをどのように活用するかに関する発表と報告書の提出が完了していること

修了者は、原則として事務局において、感染症危機事案発生の際に対応に従事する感染症危機管理リーダーシップ人材候補者として登録いたします。なお、事務局は厚生労働省の求めに応じて名簿を共有いたします。

## ■ お問い合わせ先（お問い合わせは原則、Emailをお願いします。）

感染症危機管理リーダーシップ研修 事務局

（厚生労働省委託事業：感染症危機管理リーダーシップ人材育成モデル事業）

〒162-8655 東京都新宿区戸山 1-21-1

国立研究開発法人国立国際医療研究センター 企画戦略局 研究医療部 研究開発連携室

TEL:03-3202-7181(代表)

Email : le-jinzai★hosp.ncgm.go.jp（★を@に変えてください。）

## ■ その他

- 医療機関の研修中に、病原体の伝播者（不顕性感染者を含む）となる事を防ぐため、研修前のウイルス抗体価測定またはワクチン接種をお願いしています。詳細はホームページのFAQをご確認ください。
- 研修先となる機関はすべて敷地内禁煙です。
- 研修期間中の疾病および事故については個人の責任において対処します。
- 研修期間中の施設、器物等を毀損した際、損害を賠償する義務を負います。
- 研修期間中に体調不良など受講できない事案が生じた際は研修先の担当者の指示に従い、事務局に連絡ください。
- 令和7年4月1日より国立国際医療研究センターと国立感染症研究所を統合し、新たな法人

として「国立健康危機管理研究機構」を設置することとなったため、一部の研修機関の名称や事務局名が研修中に変更となります。